

青森県報

第四千四百三十一号

平成三十年
三月三十日
(金曜日)

目次

告 示

- 公共測量の終了……………(監理課) ……一
- 道路の区域の決定……………(道路課) ……一
- 道路の区域の変更……………(同) ……二
- 道路の供用の開始……………(同) ……二
- 都市計画事業計画の変更認可……………(都市計画課) ……二
- 右 同……………(同) ……三
- 右 同……………(同) ……三
- 右 同……………(同) ……四

出先機関

○陸上競技用備品の調達に係る一般競争入札……………(東青地域) ……四

公安委員会

○指定講習機関の行う初心運転者講習の休止……………(運転免許課) ……六

告 示

青森県告示第二五十七号

測量計画機関の長から、次のとおり公共測量を実施した旨の通知があったので、測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第

三項の規定により公示する。

平成三十年三月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 測量計画機関

青森県方法務局

二 測量の種類

公共測量(四級基準点測量)

三 測量の期間

平成二十九年九月二十五日から平成三十年二月二十八日まで

四 測量の地域

- 1 不動産登記法第十四条第一項の規定による地図作成のために設置した四級基準点の座標及び標高補正
青森市浪館前田一丁目、二丁目及び三丁目の全地域
- 2 不動産登記法第十四条第一項の規定による地図作成のための四級基準点の新設
青森市浪館前田四丁目、大字浪館字泉川、字平岡、字前田、字志田の全地域及び大字三内字里見の一部地域

青森県告示第二五十八号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように決定したので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成三十年四月二十九日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成三十年三月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

一	道路の種類	県道		
二	路線名	八戸環状線		
三	道路の区域			
区	間	敷地の幅員	敷地の延長	備考

八戸市大字市川町字和野前山
一七の八四から
八戸市大字田面木字エヒサ沢
五の四まで

一一・九五メートル
ルから
九八・二〇メートル
ルまで

四、九四〇・〇〇
メートル

青森県告示第二百五十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり

1	図面 番号	道路 種類	路線名	変 更 の 区 間	変更の 前後別	敷地の幅員	敷地の延長	備考
1	県 道	鶴ヶ坂千刈 線	青森市大字新城字山田七二七の一から 青森市大字新城字山田九一の一まで	前 後	一七・五〇メートルから 三五・四六メートルまで 四七・五〇メートルから 四五・三四メートルまで	五二五・六八メートル 五二五・六八メートル		

青森県告示第二百六十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり
道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成三十年四月二十九日まで青森県県土整備
部道路課において一般の縦覧に供する。

平成三十年三月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

路線名	供用開始の区間	供用開始 の期 日
県道鶴ヶ坂千刈 線	青森市大字新城字山田七二七の一から 青森市大字新城字山田九一の一まで	平成三〇・三・三〇

青森県告示第二百六十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、平内都市

道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成三十年四月二十九日まで青森県県土整備
部道路課において一般の縦覧に供する。

平成三十年三月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

計画下水道事業の事業計画の変更を平成三十年三月二十二日認可したので、同条第二
項において準用する同法第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。

平成三十年三月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 施行者の名称
平内町
- 二 都市計画事業の種類
平内都市計画下水道事業
- 三 事業施行期間
平成十年七月三十一日から平成三十七年三月三十一日まで
- 四 事業地
 - 1 収用の部分
都市計画事業計画の変更認可（平成二十四年二月六日青森県告示第七十七号）
の事業地に変更なし。
 - 2 使用の部分
都市計画事業計画の変更認可（平成二十四年二月六日青森県告示第七十七号）

の事業地に変更なし。

青森県告示第百六十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、八戸都市計画下水道事業の事業計画の変更を平成三十年三月二十二日認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。

平成三十年三月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 施行者の名称

八戸市

二 都市計画事業の種類

八戸都市計画下水道事業

三 事業施行期間

昭和三十一年四月一日から平成三十七年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分

都市計画事業計画の変更認可（平成二十五年九月十三日青森県告示第百八十九号）の事業地に変更なし。

2 使用の部分

都市計画事業計画の変更認可（平成二十五年九月十三日青森県告示第百八十九号）の事業地に、八戸市岬台二丁目、岬台三丁目、岬台四丁目、一番町三丁目、長根三丁目、長根四丁目、田向二丁目、田向三丁目、田向四丁目、田向五丁目、大字中居林字狐森、字仕替場、字中居林、字道合及び字狐平、大字大久保字小松平、字下大久保、字行人坂及び字浜長根、大字長苗代字墓河原及び字鱧苗代、大字河原木字高館、字沢尻、字小館、字蛇ノ沢、字袖ノ沢、字見立山、字売場、字久保及び字二階堀、大字尻内町字平中後、大字市川町字上中平沖並びに大字石手洗字駒ヶ沢及び字一本木を加え、同事業地のうち、同市大字田向字野堰、字間ノ田、字毘沙門前、字毘沙門平、字松ヶ崎、字橋下、字毘沙門、字荒屋敷、字田向、字土岡河原、字冷水、字デントウ平、字水越、字向河原及び字久保田並びに大字売市字長根平、字長根及び字新坂平を削り、同事業地のう

ち、同市吹上四丁目、吹上六丁目、岬台一丁目、小田一丁目、小田二丁目、日計二丁目、大字田向字館越下及び字十二役、大字中居林字綿ノ端、大字湊町字下大久保道、大字白銀町字三島下、大字大久保字沢目、字町道、字下長根及び字鷹待場、大字売市字鴨ヶ池、字左水門下及び字小待、大字長苗代字内舟渡、字元木、字窪田及び字前田、大字河原木字小田、字小田上及び字長田坊堀、大字尻内町字表河原、字明戸、字馬場、字八百刈、字鼠田、字中崎、字尻内、字平中及び字平中下並びに大字市川町字市川後、字尻引前山及び字桔梗野地内において事業地を変更する。

青森県告示第百六十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、外ヶ浜町都市計画下水道事業の事業計画の変更を平成三十年三月二十三日認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。

平成三十年三月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 施行者の名称

外ヶ浜町

二 都市計画事業の種類

外ヶ浜町都市計画下水道事業

三 事業施行期間

平成十年十二月二十五日から平成三十五年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分

都市計画事業計画の変更認可（平成二十五年三月二十七日青森県告示第百五十三号）の事業地に変更なし。

2 使用の部分

都市計画事業計画の変更認可（平成二十五年三月二十七日青森県告示第百五十三号）の事業地のうち、外ヶ浜町字蟹田丑ヶ沢、字蟹田中師苗代沢及び字蟹田中師館ノ沢を削り、同事業地のうち、同町字蟹田中師宮本地内において事業地を変更する。

青森県告示第二百六十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、六戸町都市計画下水道事業の事業計画の変更を平成三十年三月二十三日認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。

平成三十年三月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 施行者の名称

六戸町

二 都市計画事業の種類

六戸町都市計画下水道事業

三 事業施行期間

昭和六十二年八月二十二日から平成三十七年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分

都市計画事業計画の変更認可（平成二十四年十月三十一日青森県告示第七百七十八号）の事業地に、六戸町小松ヶ丘六丁目を加える。

2 使用の部分

都市計画事業計画の変更認可（平成二十四年十月三十一日青森県告示第七百七十八号）の事業地に、六戸町小松ヶ丘一丁目、小松ヶ丘二丁目、小松ヶ丘三丁目、小松ヶ丘四丁目、小松ヶ丘五丁目、小松ヶ丘六丁目及び大字柳沢を加える。

青森県告示第二百六十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、五戸都市計画下水道事業の事業計画の変更を平成三十年三月二十三日認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。

平成三十年三月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 施行者の名称

五戸町

二 都市計画事業の種類

五戸町都市計画下水道事業

三 事業施行期間

平成七年五月二十四日から平成三十七年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分

都市計画事業計画の変更認可（平成二十六年四月三十日青森県告示第三百五十五号）の事業地に変更なし。

2 使用の部分

都市計画事業計画の変更認可（平成二十六年四月三十日青森県告示第三百五十五号）の事業地に、五戸町字地藏岱、字地藏平、字苗代沢及び字小渡を加え、同事業地のうち、同町字上新井田前及び字下長下夕地内において事業地を変更する。

出 先 機 関

陸上競技用備品の調達に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の六の規定により公告する。

平成三十年三月三十日

東青地域県民局長 石 川 浩 明

一 一般競争入札に付する事項

次に掲げる物品（以下「調達物品」という。）に係る一連の調達とする。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定職務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の適用を受ける。

1 陸上競技用備品 一式

2 調達物品に要求する性能等は、入札説明書による。

二 納入期限

平成三十年八月三十一日

三 納入場所

青森市大字宮田 地内

四 入札に参加する者に必要な資格

1 地方自治法施行令第六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

2 平成二十九年七月三日青森県告示第四百九十九号(物品等の競争入札参加資格)の一、平成三十年二月十三日青森県告示第九十五号(物品等の競争入札参加資格)の一のいずれかの規定により入札の日までにAの等級に格付された者であること。

3 物品の製造の請負、買入れ及び借入れに係る契約並びに役務の提供を受ける契約に係る競争入札参加資格者名簿登載業者に関する指名停止要領(平成十二年一月二十一日付け青管第九百十二号。以下「指名停止要領」という。)に基づく知事の指名停止の措置を、一般競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から開札の時までの間に、受けていない者であること。

4 一般競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から開札の時までの間に、指名停止要領別表第九号から第十六号までに掲げる措置要件に該当する事実(既に知事の指名停止の措置が行われたものを除く。)がない者であること。

5 調達物品又はこれと同等の類似品について納入実績等があることを証明した者であること。

6 調達物品について迅速なアフターサービス及びメンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

五 入札に参加する者に必要な資格の審査の申請の時期及び場所等

1 入札に参加しようとする者は、あらかじめ、四に定める資格を有することについて、次に従い、一般競争入札参加資格審査申請書(以下「申請書」という。)により、審査を受けなければならない。

2 提出時期等

(一) 入札への参加を希望する者は、申請書に関係書類を添えて、平成三十年四月十八日までに東青地域県民局長に提出しなければならない。また、申請書の内容について説明又は必要に応じて内容の変更等を求められた場合には、これに応じなければならない。

(二) (一)の説明又は内容の変更等に応じない者は、当該入札に参加することができないものとする。

(三) (一)の審査結果については、申請者に対して書面により別途通知する。

3 提出場所

青森市大字幸畑字唐崎七六の四

青森県東青地域県民局地域整備部建設管理課

電話 〇一七―七二八―〇二〇四

4 提出部数 二部

6 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先

青森市大字幸畑字唐崎七六の四

青森県東青地域県民局地域整備部建設管理課

電話 〇一七―七二八―〇二〇四

7 入開札の日時及び場所

1 日時

平成三十年五月十一日(時間は、入札説明書による。)

2 場所

青森市大字幸畑字唐崎七六の四

青森県東青地域県民局地域整備部 入札室

8 入札執行回数

原則として三回を限度とする。

9 入札保証金及び契約保証金に関する事項

入札保証金は免除するものとし、契約保証金は青森県財務規則(昭和三十九年三月青森県規則第十号)第五百九十九条の規定による。

10 落札者の決定方法

入札参加資格審査において、調達物品に要求する性能等が満たされしていると判断された製品に係る入札書により、予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

11 契約の締結

1 落札決定の日から七日以内に契約を締結する。

2 落札の決定後、当該入札に係る契約の締結までの間において、当該落札者が四に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合には、当該契約を締結しない。

3 契約書作成の要否 要

十二 入札条件

青森県財務規則に定める入札者心得書（ただし、第四条第八項及び第六条（B）を除く。）を遵守するほか、入札説明書による。

十三 入札書記載金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の八に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の八に相当する金額を入札書に記載すること。

十四 その他

- 1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- 2 入札の無効 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、申請書に虚偽の事実の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- 3 その他 詳細は、入札説明書による。

SUMMARY

1 Nature and quantity of the products to be purchased:

A set of equipment for athletics

2 Time limit for tender:

11 May, 2018

(Please refer to a bid manual in time.)

3 Contact Point for the notice:

Tousei Regional Administration Bureau
 Public Works Department
 76-4 Karasaki koubata
 Aomori City, Aomori 030-0943
 JAPAN
 TEL 017-728-0204

公 安 委 員 会

青森県公安委員会告示第三十三号

道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第百八条の十の規定により、指定講習機関五所川原モータースクールの特定講習の一部の休止を許可したので、指定講習機関に関する規則（平成二年国家公安委員会規則第一号）第十四条第二項の規定により告示する。

平成三十年三月三十日

青森県公安委員会委員長 高 畑 紀 子

一 休止しようとする特定講習の種類

普通自動二輪車及び原動機付自転車に係る初心運転者講習

二 休止しようとする期間

平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日まで

（発行者・発行人）
青森市長 島一丁目一番一号
青 森 県

（印刷所・販売人）
青森市第二問屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚三付十五円四十四銭